

人事院規則10-13(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止)の制定等

平成23年12月
人事院職員福祉課

I 制定理由

本年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染作業及び廃棄物の処理等については、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき来年1月1日から実施されることとなる。これを受け、厚生労働省においては、同法に基づく除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策について「除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」を設置して検討を進め、11月28日に報告書を取りまとめた。この報告書に基づき、厚生労働省では、12月22日に新省令「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(以下「除染則」という。)」を公布(平成24年1月1日施行)するとともに、ガイドライン(局長通知)を発出した。

公務においては、職員が除染作業等そのものに従事することは予定されていないが、民間が行う除染作業への立会い等、除染作業等に関連する業務に従事する職員を対象とする放射線障害防止のための制度が必要となることから、除染則等の規定を踏まえ、公務に必要な措置等について規定する新たな規則を制定することとした。

II 人事院規則10-13(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止)及び人事院規則10-13の運用について(通知)

新規則は、公務における健康安全管理規則である人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)及び10-5(職員の放射線障害の防止)並びに職員が従事する業務を踏まえつつ、放射線障害防止のための技術的基準等(被ばく限度、線量の測定方法、汚染防止措置等)については除染則の規定の例によることとした。

1 趣旨

人事院の定める「除染等関連業務」に係る放射線障害の防止について必要な事項は、人事院規則10-4に定めるほか、この規則の定めるところによる。

【人事院の定める事項(運用通知)】

人事院の定める「除染等関連業務」は、除染則に規定する除染等業務に関連する業務で除染等業務に係る作業場所に立ち入って行うものとする。

※ 具体的には、除染等作業の立会い、調査測定、立入検査等の業務を想定。

2 基本原則（除染則と同趣旨）

各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員等が放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならない。

3 職員の被ばく限度及び線量の測定等

(1) 職員の被ばく限度及び線量の測定等（除染則の例による）

各省各庁の長は、人事院の定めるところにより除染等関連業務に従事する職員の受ける線量の測定等を行い、人事院の定める限度を超えないようにしなければならない。

【人事院の定める事項（運用通知）】

人事院の定める「線量の測定等」及び「線量の限度」は、除染則の規定の例によるものとする。

(2) 線量の記録等（規則10-5の例による）

測定結果等の記録の作成及び職員への通知については、規則10-5に定める線量の記録等の規定の例により行うものとする。

4 放射線障害を防止するための措置（除染則の例による）

各省各庁の長は、除染等関連業務に職員を従事させるときは、人事院の定める放射線障害を防止するための措置を講じなければならない。

【人事院の定める事項（運用通知）】

人事院の定める「措置」は、除染則に規定する措置のうち公務に必要なものに係る規定の例による措置（診察等の措置、退出者の汚染検査、持出物品の汚染検査、保護具、保護具の汚染除去及び喫煙等の禁止の措置）とする。

5 教育の実施（除染則の例による）

各省各庁の長は、職員を除染等関連業務に従事させるときは、あらかじめ人事院の定めるところにより放射線障害防止のための教育を行わなければならない。

【人事院の定める事項（運用通知）】

放射線防止のための教育は、除染則の規定の例により行うものとする。

6 健康診断等（規則10-4を適用及び規則10-5の例による）

健康診断等については、規則10-4に定める健康診断等の規定を適用し、人事院が定めることとされている健康診断の検査項目等については、規則10-5の規定の例によることとする。なお、これによる健康診断の検査項目、実施時期等の技術的基準に相当する事項については、除染則と同様となっている。

【人事院の定める事項（運用通知）】

人事院の定める「健康診断の検査項目」等については、規則10-5に規定する放射線業務従事者の例による。

7 除染等関連業務管理規程（規則10－5と同趣旨）

各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員等の放射線障害を防止するため、必要な事項について除染等業務管理規程を作成し、職員に周知するとともに、人事院へ報告しなければならない。

8 調整（除染則と同趣旨）

除染等関連業務と放射線業務の両方に従事する職員については、各々の線量を合算して線量管理を行う。

II 関連改正

1 規則1－34（人事管理文書の保存期間）の一部改正

規則10－13に基づき作成される文書の保存期間を規定。

2 規則10－5の一部改正

規則10－5と規則10－13の適用関係を整理するための規定を整備。

3 規則10－4運用通知の一部改正

(1) 規則の適用関係の整理（第1条関係）

職員の保健及び安全保持に規定する人事院規則で規則10－4以外のものとして、規則10－13を追加。

(2) 放射線に被ばくするおそれのある業務の整理（別表第3関係）

規則10－13に規定する除染等関連業務を「放射線に被ばくするおそれのある業務」に追加（これにより除染等関連業務に従事する職員については、特別健康診断及び健康管理手帳の対象となるとともに、健康管理の記録の保存期間は離職後30年となる。）。

(3) 除染等関連業務に係る特別健康診断の検査項目（別表第5）

放射線に被ばくするおそれのある業務のうち除染等関連業務に係る特別健康診断の検査項目は、規則10－13第6条に定めるところによることを規定。

4 規則10－5運用通知の一部改正（第3条関係第6項）

放射性物質汚染対処特措法に基づく立入検査の業務を放射線業務に追加。

5 人事院規則1－34運用通知の一部改正

規則10－13運用通知に基づき作成される文書の保存期間を規定。

III 実施時期

平成23年12月28日公布、平成24年1月1日施行（予定）